

## 輸出行為別事前確認手続き

具体的な輸出行為ごとの事前確認での使用様式については、下表をご覧ください。なお、外国出張等については、「外国出張等自己チェックシート(様式11)」を使用することで、様式での届出要否を判定することができます。

| 技術提供・貨物の輸出の内容                               | 使用様式 | 備考  |
|---|------|---|
| 外国出張等に際し、「外国出張等自己チェックシート」で届出が必要と判定された       | 様式1  | 事務部確認のため、「届出不要」と判定された場合も、判定結果については研究出張許可願(渡航許可願含む)の補足事項欄等に記入してください。 |
| 日本国内(本学内を除く)において、外国の組織等に所属する者と技術に関する情報交換を行う | //   |   |
| 電話やメール等により外国の研究者と技術に関する情報交換を行う              | //   |   |
| 会員制 Web サイト(特定の者しか閲覧できない場所)で技術情報を公開する       | //   | 不特定多数が閲覧できる Web サイトの場合は対象外です。                                       |
| 外国へ物品(市販品、自作品を含む)を送付する                      | //   |   |
| 外国人研究者を受け入れ、技術に関する情報交換を行う                   | 様式2  |   |
| 外国からの一時的な訪問者を受け入れ、技術内容の説明を行う                | //   |   |
| 留学生を受け入れ、研究指導等を行う                           | //   | 基本的に事務部で一括して確認しています。  |

なお、上記以外に安全保障輸出管理に関連した様式等としては、判定で使用する「該非判定票(様式9-1)(該非判定票別紙)外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と技術・貨物の仕様(性能)の対比表(様式9-2)」(〇頁参照)、留学生等の受入で使用する「安全保障輸出管理に関する誓約書」(〇頁参照)があります。